

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会

(市町村行動計画)

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもたちの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (中略)

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に關し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

(3) 飯田市社会福祉審議会条例

(専門分科会)

- 第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。
- 一 児童福祉分科会 命童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項を含む。)

以上

令和3年7月15日 第1回飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会 資料1

健康福祉部 子育て支援課

令和2年度 第二期子育て応援プラン 実施状況

【総評】

計画の達成状況を評価する「成果指標」について、現状値(平成30年度)と令和2年度実績を比較すると、「合計特殊出生率」は0.04ポイント低下し、「0歳から14歳までの人口」は627人少なくなりました。

一方で、「子育てしやすいまちだと思う割合」は7.7ポイント、「子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合」は6.7ポイント高くなりました。

人口維持については厳しい状況ではありますが、子育て環境についてはコロナ禍でできることに取り組んできた結果であると考えています。

令和元年に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行により、感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」が提唱され、市民生活は大きく変容しました。コロナ禍で人とつながりにくくなっていることで、子育てに不安を感じている(孤育て)母親・父親もいる状況です。

感染を防ぐため予定していた施策がすべて順調とはいきませんでしたが、コロナ禍なりに対応できた施策もありました。

今年度は子育てアプリの導入をはじめ、ICTを活用した新しい子育て支援を実施します。子育て情報の発信強化を進めるとともに、誰もが安心して子育てができる環境づくりを一層推進します。

なお、令和元年10月から実施されている幼保無償化により全国的に慢性的な人手不足となっており、本市も同様に人材確保が急務となっています。

幼児教育・保育人材の確保については、市内保育園の魅力発信をはじめ、地域人材の協力・協働による運営、潜在保育士の発掘、養成校に対し地元就職への促進についてさらなる協議を進めます。

【参考 計画の成果指標】

評価項目	現状値	令和2年度実績	現状値との差	目標値(令和6年度)
合計特殊出生率	1.72	1.68 ^{※1}	△0.04	1.84
0歳から14歳までの人口	13,075人	12,448人	△627人	12,507人
子育てしやすいまちだと思う割合	63.9%	71.6%	+7.7%	66.0%
子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合(20歳～49歳の回答)	33.2%	39.9%	+6.7%	40.0%

※1 推計値。確定数値は令和3年度9月末日発表

(令和2年度市民意識調査結果)

令和2年度子育て応援プラン実施状況一覧

☆基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度 実施状況	担当課等
結婚相談支援事業	結婚を希望する独身、未婚者に向け結婚や結婚後の生活等について考えるセミナーや出会いの場の設定に取り組みます。また、子どもの結婚を望む保護者に向けて具体的な支援方法についての情報提供、移住・定住者に向けての活動を展開します。	○イベント28回開催、結婚相談登録210名、結婚成立15名	○イベント31回開催、結婚相談登録230名、結婚成立17名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録:176名 イベント:12回開催、延べ132名参加 (地区開催含む) カップル成立:22組 結婚成立:5名 ○コロナ感染症の影響により、上半期はイベントやお見合いの中止・自粛が相次いだが、下半期には規模縮小やオンライン化等の対策を講じて事業を実施。 【内訳】 社協:イベント8回開催。延べ109名参加(地区開催含む) カップル成立:22組 結婚成立:5名 突撃:イベント:4回(事前・①・②・事後) 男性:12名、女性:11名参加 連絡先交換:総数14組 オンライン	福祉課
母子健康手帳交付事業	妊娠婦及び乳幼児の健康保持増進のため、健康に関する情報を管理する母子健康手帳は、母子保健コーディネーター(保健師)との面接を行ながら交付します。面接時に全妊婦の支援プランを作成、定期アセスメント会議を実施します。また母子保健コーディネーターは相談、妊婦健診、産後2週間、1か月産婦健診などを通じ、必要に応じて関係機関と情報共有しながら妊産婦への早期支援に取り組みます。	○母子保健コーディネーター面接妊婦数814人、アセスメント開催回数73回 ○産婦健診受診者326人、延べ573件	○母子保健コーディネーター面接妊婦数680、アセスメント開催回数85回 ○産婦健診受診者667人、延べ1,267件	○面接妊婦数:798人 アセスメント会議開催回数:80回 ○産婦健診利用人数:625人のべ件数延べ1,116件(4月～2月分) ○母子保健コーディネーターにより、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援ニーズに繋げた。 ○全妊婦に「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成し、子育て支援課、周産期センターとも連携して安心して出産が迎えられるような相談体制を整えた。	保健課
安心して出産できる体制づくり事業	地域内の出産は地域内で可能となるよう、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムを運用し、これまで以上に連携を強化するほか、院内助産の体制を充実させるなど、安心して出産できる体制づくりを進めます。また、医師確保に向けて関係機関と調整し継続的に取り組みます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムの運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムの運用を開始。システム間の接続環境の改善を図っているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、システムベンダーによる各施設を訪問しての作業が中断。感染状況を見ながらシステム改修を再開する。 ○当面は、従来形式の情報連携を継続しながら、切れ目ない情報共有に努めている。	市立病院
産後ケア事業	産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、家族等から産後の支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に、助産師による相談や宿泊での助産師支援を実施し心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また母子保健コーディネーターにより、母子手帳交付時に全妊婦と面談を行い、支援プランを作成し安心して出産が迎えられるよう相談体制をさらに充実させます。	○助産師相談件数546件	○助産師相談件数450件	○助産師相談件数:340件 宿泊型利用件数:8件 ○心身ともに不安定になりやすい産後に、家族等から支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に、助産師による相談や宿泊による支援を実施。	保健課
乳児家庭全訪問事業	生後2か月頃に全乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施し、乳児の発育状況を把握し、保護者の相談に応じることで育児不安の軽減に努め、支援が必要な家庭に対しては関係機関につなげるなど適切な支援を行います。	○訪問件数751人、訪問実施率98.9%	○訪問件数667人、訪問実施率100%	○訪問児数:642人 訪問実施率:97% ○乳幼児の発育状況及び育児環境を確認。 ○産後うつ質問票により、母の心の状態を把握し、その後のフォロー、育児支援につなげた。	保健課
乳幼児健康診査等事業	地域健康ケア計画を推進する中で、乳幼児の健診・相談(4か月児健診、7か月児相談、12か月児相談、1歳6か月健診、2歳児相談、3歳児健診)においては、心身の発育の状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図り、必要に応じて専門相談の継続へつなげます。健診・相談は対象人数を適正にし、きめ細やかな対応に取り組みます。	○乳幼児健診受診率96.4%	○乳幼児健診受診率100%	○乳幼児健診受診率:96.9% ○1回あたりの受診者数を減らし、きめ細やかな対応ができるよう体制を整えた。 ○新型コロナ感染症予防のため、スタッフの増員をして警戒レベルに準じた内容の変更を随時実施。 ○必要に応じて電話・来所相談や専門機関へつなげ、継続した支援を実施。	保健課
	遊びの広場では対象者についての整理や基準を設け適切な支援を実施します。	○遊びの広場の実施12回	○継続実施	○遊びの広場の実施:10回 ○遊びや個別相談を行い、母の育児不安の解消や児の発達支援を実施。 ○新型コロナ感染症予防のため、警戒レベルに応じた内容に変更し実施。	保健課

令和2年度子育て応援プラン実施状況一覧

②子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
乳幼児学級、 乳幼児教育支援 事業	保護者の子育て学習の場として乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児を持つ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて子育て家庭同士の交流を深めます。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。			<ul style="list-style-type: none"> ○参加延人数:2,938人 実組数:646組 ○コロナ感染症の影響で中止にした期間があり前年より実施回数・参加者が減少。 ○感染レベルに準じた開催ではあったが、感染防止対策を講じ、内容等変更しできる限りの実施に努めた。 	保健課
パパママ教室事業	妊娠の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるようパパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時に対象者への周知を図るとともに、受講しやすい日程での開催や魅力ある内容にします。夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため家族の健康教育に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○参加延人数364人、うち夫や家族の数110人 	<ul style="list-style-type: none"> ○参加延人数300人、うち夫や家族の数100人 	<ul style="list-style-type: none"> ○参加延人数:222人 うち夫の数:107人 ○全妊婦に行われる母子保健コーディネーターの面談の中で、パパママ教室の紹介を実施。 ○教室は夫が参加しやすい日曜日に設定したこと、産院の両親学級中止の影響もあり、参加希望者も多く夫の参加割合も増加した。 	保健課
母子保健学習事業	中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験授業や母子保健学習を通して、自分の命を大切することと身近な人を思いやる気持ちを育てる機会をつくります。また高校生に対しては、小さな子どもと接する機会を拡大していくようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ○高校実施数4校 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学実施数全学校、 高校実施数5校 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生を対象とした母子保健学習、高校生の乳児とのふれあい体験授業とともに新型コロナ感染症の影響で、実施は見合わせた。 ○希望のある学校には、妊婦体験シミュレーター、沐浴人形の貸し出しを行った。 	保健課

令和2年度子育て応援プラン実施状況一覧

④放課後子どもプランの推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
放課後子ども教室 運営事業	地域と行政が協力して、学校開放の取り組みや学校施設の有効利用とあわせ運営事業を充実させます。高齢者と子どもたちをつなぐ交流促進の場となっていることから、地域の方々が持つ知識や技術を子どもたちに伝え、地域で子どもを育む活動への参加を促します。このためコーディネーターやボランティアスタッフの育成に取り組みます。また、子どもに関わる機会を増やすことで、地域で青少年を見守る大人の子育て意識の醸成に努めます。			○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。	学校教育課

⑤食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
食育の推進事業	朝食欠食率の減少を目指し若い世代・働き盛り世代を中心にお食を食べることの大切さを伝えていきます。また、食品ロス削減に関する情報提供や啓発活動など、環境を意識しつつ多様な暮らしに対応した望ましい食生活実現のため、市民の方が主体的に取り組める食育を推進します。食農体験は園や学校と協議を進める中で、各地区農業振興会議やJA等関係機関と連携を図りながら引き続き推進していきます。 公立保育園及び小中学校における「主要野菜」については、飯田市食育推進計画により数値目標を掲げ、地元農産物の利用率を高めます。また、公立保育園では地元で採れる「旬の果物」については、すべて地元農産物を利用します。	○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 56%、夕食 62%	○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 61%、夕食 65%	○6月の食育月間に合わせ共食の大切さの啓発活動を実施。(広報いいだ、本庁舎の市民ギャラリー・動物園横フェンス・路線バス・市内大型店にポスター掲示) ○市民意識調査では、「朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率」については、朝食:59%夕食:64%であった。平成30年度と比較して朝食も夕食も増加しており、啓発活動の効果が少しずつ出てきている。	保健課
		○公共の教育施設における、主要野菜10品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 42%、保育園45%	○公共の教育施設における、主要野菜10品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 46%、保育園48%	○公共の教育施設での主要野菜10品目における年間を通じた地元農産物利用率は学校:46.8% 保育園:42.6% ○地域の農家や関係団体と連携し、保育所及び小学校の食農体験を支援。	学校教育課 子育て支援課【保育係】 農業課
		○離乳食講座の実施 24回	○継続実施	○離乳食講座:15回 ○新型コロナ感染症のため、内容変更。試食は中止。調理実習から栄養士によるデモンストレーションを実施。	保健課

令和2年度子育て応援プラン実施状況一覧

☆基本目標5 きめ細やかな支援の推進

①特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
途切れないとんびん発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対し、一人ひとりの特性に合わせた発達支援を行なうため、各分野による協働体制をさらに充実させます。また保護者のニーズにあった適切なサービスにつなぐことで安心して子育てができるよう、相談支援体制の向上に努めます。	○福祉型児童発達支援利用児童45人 ○放課後デイサービス利用児童245人 ○計画相談利用児童290人 ○サービスを利用する障がい児の割合71%	○福祉型児童発達支援利用児童50人 ○放課後デイサービス利用児童250人 ○計画相談利用児童300人 ○サービスを利用する障がい児の割合75%	○福祉型児童発達支援利用児童:48人 ○放課後等デイサービス利用児童:278人 ○計画相談利用児童:304人 ○サービスを利用する障がい児の割合:71.36 %	福祉課
		○親子支援グループ 「ゆいっこ」参加家庭 1組 ○入園前発達支援学級「ばんなクラブ」参加家庭 15組	○親子支援グループ 「ゆいっこ」参加家庭40組 ○入園前発達支援学級「ばんなクラブ」参加家庭 15組	○親子支援グループ「ゆいっこ」 26回実施のべ29組利用。 ○入園前発達支援学級「ばんなクラブ」 30回実施 10組のべ145人利用	
特別な配慮が必要な子どもへの幼保小連携事業	乳幼児健診等での早期からの相談や、市内全保育所・認定こども園における早期支援を行い、一人ひとりの発達支援ニーズに合った個別の支援が保護者とともに幼児期から学童期へと継続されるよう連携強化を図ります。また、保育所・認定こども園における、特別な配慮が必要な子どもとそのクラスに対する個別の指導計画の作成について推進します。			○保育所・認定こども園において、特別な配慮が必要な子どもについて、適切な支援が保護者の了解を得た上で小学校に申し送ることができるよう、「引継ぎシート」を作成。 ○特別な配慮が必要な子どもとそのクラスに対する個別の指導計画の作成実施件数 年長:53件 年中:59件 年少:65件 未満児:72件	学校教育課 子育て支援課 【ゆいきつず】
就学相談支援事業	特別な配慮が必要な児童生徒や家族に対し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要とする支援を行うことにより特別支援教育の充実と質向上を図ります。また、学校に引き続き支援員を配置することで、生活・学習活動・介助等の支援を行ないます。 すべての年長児保護者に教育支援(就学相談)に関して広報し、特別な学びの場(特別支援学校・特別支援学級など)について紹介し、当事者や関係者の理解の促進に取り組みます。	○就学相談説明会90人 ○特別支援教育支援員数42人 ○特別支援教育コーディネーター28人	○就学相談説明会90人 ○特別支援教育支援員数43人 ○特別支援教育コーディネーター28人	○特別な教育的配慮が必要な子どもに対する教育環境整備や保護者等を対象とした就学相談説明会を5回開催し、計146名の参加。 ○特別支援教育支援員数:44人 ○特別支援教育コーディネーター:50人 ○飯田市の教育支援について説明し、保育園と小学校の違いや各機関との連携について周知を実施。	学校教育課 子育て支援課 【ゆいきつず】
女性相談・DV被害者支援事業	女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な保護を含めた自立支援を関係機関と連携して行なっています。DV被害を含め女性を取り巻く課題は複雑化多様化しており、より適切に対応するため相談員の人材育成や体制強化に取り組み、女性相談やDV被害者への相談支援を行なっています。			○ひとり親家庭が自立し、安定した生活が送られるよう、母子父子自立支援員及び、相談員による相談支援や就業支援を実施。 ○DV被害者に対しては、女性相談員を中心としたスタッフが相談を受け、関係機関との迅速な連携を図りつつ、必要な福祉サービスへつなげます。 ○DV被害に関しては、被害者の心身の安定と本人の意思を尊重し、自立した生活への立て直しを支援。	子育て支援課【家庭係】

②ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポート

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
ひとり親自立支援事業	父母の離婚や死別などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るために支給します。(児童扶養手当) 看護師・保育士・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。(高等職業訓練)	○児童扶養手当の支給833世帯 ○高等職業訓練促進支給1件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付33,677千円	○児童扶養手当の支給 継続実施 ○高等職業訓練促進支給5件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 継続実施	【児童扶養手当】 ○離婚前から児童扶養手当の制度の説明をし、適切に児童扶養手当が受給できるように対応。 ※R3.3現在の児童扶養手当資格者数:932人 内受給者数:784人 ○児童扶養手当の支給:962世帯 ○新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金及びひとり親世帯臨時特別給付金を支給。 児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金:780人、24,400千円 ひとり親世帯臨時特別給付金:1,685人、148,830千円 【高等職業訓練促進支給】 ○資格取得(保育士、看護師等)のため、高等教育機関に修学しているひとり親家庭の母に高等技能訓練促進費を支給。 該当者:1名 ○就業に有利なスキルを身につけるため、対象の教育訓練講座を受講し、修了したひとり親家庭の母に自立支援費給付金を支給。 該当者:2名 【母子父子寡婦福祉資金の貸付】 ○ひとり親家庭の母または父に県の母子寡婦福祉資金の貸し付けを受付し、県の審査会へ意見をつけて提出。 貸し付け:4人 4件 6,180,000円	子育て支援課 【家庭係】

令和2年度子育て応援プラン実施状況一覧

③子育てに係る経済的負担を軽減

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	担当課等
				実施状況	
不妊及び不育症治療費助成事業	高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療及び男性不妊について経済負担軽減のため一部を助成します。また不妊治療等に関する情報提供や不妊・不育相談についても行います。	○不妊治療費助成件数113件 ○不育症治療費助成件数0件	○不妊治療費助成件数100件 ○不育症治療費助成件数5件	○不妊治療費助成件数:149件 ○不育症治療費助成件数:0件 ○高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療及び男性不妊について、経済負担軽減のため一部を助成。 ○不妊治療等に関する情報提供や不妊・不育相談についても実施。	保健課
妊婦健診費助成事業	母子ともに安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的に受診できるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。	○妊婦健診費利用者数1,208人	○妊婦健診費利用者数1,070人	○妊婦健診利用人数:1,039人のべ7,613回実施(4月～2月) 実施場所：県内相互乗入契約医療機関、県外個別契約 医療機関、(契約外医療機関は償還扱) 検査項目(補助内容)：一般:14枚、超音波:4枚、追加検査 :5枚に記載する検査項目 実施時期：4月1日～3月31日 ○安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的に受診できるよう、費用を助成。	保健課
児童手当支給事業	0歳から15歳まで(中学を卒業するまでの子)がいる世帯に対して、子どもの人数や年齢に応じ、年4回に分けて支給されます。	○児童手当支給延べ数:150,740人 児童手当支給金額:1,680,055千円	○継続実施	○中学生までの子供がいる世帯に対して、児童手当を年3回支給。 児童手当支給延べ数:142,057人 児童手当支給金額:1,574,310千円 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対し、子育て世帯臨時特別給付金を支給。 特別給付金支給者数:7,454人 特別給付金支給額:131,090千円	子育て支援課【家庭係】
子ども医療費給付事業	すべての子どもが安心して医療を受けられ、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、0歳から満18歳までの子どもを対象として医療費を給付します。	○給付件数130,719件	○給付件数122,000件	○0歳から満18歳までの子どもを対象とした医療給付を109,376件実施。	保健課
保育料等の軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」の制度と合わせ、18歳未満のきょうだいが2人以上いる世帯については、所得に関わらず副食費を免除します。また、無償化の対象外となる住民税課税世帯の3号認定の保育料の軽減を行います。	○保育料軽減率35.75% 副食費免除対象者数(国制度上乗せ) 一人	○保育料軽減率 継続実施 副食費免除対象者数(国制度上乗せ) 325人	○3号認定保育料の軽減 軽減率:35.64% ○副食費の免除 免除対象者数(国制度上乗せ):336人	子育て支援課【保育係】
就学援助事業 (児童クラブ軽減含む)	経済的な理由等により、学用品や学校給食費等の支払いが困難な家庭に対し費用の全額または一部を補助します。また、生徒会費などの援助対象品目について検討します。	○学用品援助対象者1,013人	○継続実施	○学用品援助対象者:1,032人	学校教育課
奨学金貸与事業	進学を希望するも経済的理由により就学が困難な学生に対し、教育の機会均等を確保するため、引き続き無利子で奨学金を貸与します。また、本市に就職等により移住した場合には返還金の一部を免除する仕組みも整えます。	○奨学金貸与者45人	○継続実施	○奨学金貸与者:35人	学校教育課

令和2年度子育て応援プラン実施状況一覧

④教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和2年度	
				実施状況	担当課等
教育・保育人材 確保事業	幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、幼児教育・保育人材の発掘や就業支援、人材確保のための移住定住を促進します。また、保育従事者等の技能向上やキャリアアップなどの支援、質の向上を図る活動支援を行います。			<ul style="list-style-type: none"> ○民間保育所等が取り組む人材確保のための各種補助金を新設。 ○就職(復職)支度支援。 ○宿舎借上支援。 ○インフルエンザ予防接種。 ○幼児教育・保育人材コーディネーターの設置。 	子育て支援課【保育係】
地域協働型保育所等 運営モデルの推進	地域の協力・協働を得て、公立保育所等の保育標準時間の運営のための人材を確保します。 ①地域の協力・協働を受けながら公立保育園の開所時間を延長していく。(上限は保育標準時間) ②延長する時間帯の保育は、地域から発掘された地元人材を市がパート職員として任用して運営する。なお、地元人材が当該地元 保育園へ勤務するよう配慮する。 ③延長される時間帯の園児は核家族世帯である場合が多いことから、地域との協働により園内イベントを企画開催するなど、対象家庭が「地域が見守っている」と安心を感じられるよう配慮する。			<ul style="list-style-type: none"> ○「地域協働型運営モデル」の実践。 ○丸山、上久堅、川路、三穂保育園の長時間保育の地元人材の雇用。 	子育て支援課【保育係】

